

令和 7 年度第 1 回
荒川区児童福祉審議会会議録

日時：令和 7 年 7 月 7 日（月）午後 6 時 3 0 分～午後 7 時 5 5 分
会場：サンパール荒川 3 階 小ホール

○後藤子育て支援課長 それでは定刻となりましたので、令和7年度第1回荒川区児童福祉審議会を開催いたします。子育て支援課長の後藤です。

皆様には大変ご多忙中、遅い時間にもかかわらずご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくおねがいいたします。

まず初めに関係部課長、事務局について、人事異動等がございましたので、ご挨拶させていただきます。

[関係部課長及び事務局挨拶]

○後藤子育て支援課長 では、続きまして、河津委員長よりご挨拶をお願いいたします。

○河津委員長 皆さん改めまして、こんばんは。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、席次表につきましては、席上に配付しておりますので、ご覧いただければと思います。

本日は出席者16名でございます。荒川区児童福祉審議会条例第6条に定めております過半数の委員の出席をはるかに超えておりますので、会議の定足数は満たしていることを報告いたします。

なお、会議録作成のために、本日の会議は録音させていただきます。会議録については、委員の皆様にご確認いただいた後、会議資料とともに区のホームページに掲載させていただきます。

それから、本審議会につきましては、荒川区児童福祉審議会条例施行規則第2条の規定により公開となっておりますけれども、本日は傍聴希望者がおりませんので、このまま進行させていただきますと思います。

それでは、事務局から本日の議事の流れについて説明をお願いいたします。

○後藤子育て支援課長 それでは、本日の審議の流れについてご説明いたします。机上にお配りしております資料の確認も併せてお願いいたします。

まず初めに、1件目の案件として、「部会の開催状況について」を行います。資料は資料1でございます。続いて、2件目の案件として、「荒川区子ども家庭総合センターの運営状況について」を行います。資料は資料2でございます。最後に、3件目の案件として、「令和7年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策について」を行います。資料は資料3でございます。

本日の流れは以上です。

また、本日ご発言いただく際は、挙手の上、お手元のマイクをお使いいただき、ご発言いただきますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○河津委員長 それでは、本日の議事に移りたいと思います。

初めに、部会の開催状況について、まず事務局から部会ごとに説明をしていただき、それぞれの部会長からコメントを頂戴したいと思っております。

では、まず里親部会について、事務局から説明をお願いいたします。

○後藤子育て支援課長 それでは、子育て支援課から説明させていただきます。お手元の資料1の2から3ページをご覧ください。

この期間中、里親部会につきましては、令和6年度に2回、令和7年度に1回開催いたしました。令和6年度第4回は養子縁組里親と養育家庭の二重登録1件についてご審議いただき、承認となっております。また、報告事項として、里親登録件数の更新に関する報告をいたしました。第5回は、養子縁組里親1件についてご審議いただき、承認となっております。また、報告事項として、里親登録件数の更新に関する報告をいたしました。

令和7年度第1回は、養子縁組里親1件についてご審議いただき、承認となっております。

以上でございます。

○河津委員長 ありがとうございます。

それでは、坂井部会長、お願いいたします。

○坂井委員 部会長の坂井です。よろしくお願いします。

今、ご報告いただきましたとおり、3回にわたって部会が行われました。各会それぞれ1件ずつが承認となっております。結論は承認ですけれども、部会のメンバーがそれぞれの職業の専門性に基づいて意見を出し合い、結論にたどり着いたところです。また、結果承認であっても、子ども家庭総合センターから委託を行われる際に、ぜひ注意していただきたいところなどについては、率直に意見を申し上げました。

今後とも慎重な審議に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○河津委員長 ありがとうございます。

それでは、権利擁護部会の報告について、事務局から説明をお願いいたします。

○後藤子育て支援課長 それでは、子育て支援課から説明させていただきます。引き続き、お手元の資料1の4ページをご覧ください。

権利擁護部会につきましては、この期間中、令和6年度に2回開催いたしました。第7回は、児童福祉法第28条第1項に基づく施設入所の適否について2件ご審議いただき、承認となっております。また、令和7年1月分の荒川区子ども家庭総合センターにおける出頭要求等及び一時保護実施状況についての報告と被措置児童等虐待通告に係る対応事例No. R6-3について報告いたしました。第8回は、児童福祉法第28条第1項に基づく施設入所の適否についてご審議いただき、承認となっております。また、令和7年2月分の荒川区子ども家庭総合センターにおける出頭要求及び一時保護実施状況についての報告をいたしました。

以上でございます。

○河津委員長 ありがとうございます。

それでは、川松部会長、お願いいたします。

○川松委員 権利擁護部会は、昨年度は例年に比べるとかなり回数が多かったという印象が残っております。というのは、被措置児童虐待の案件があったからかという気がいたします。2月は28条の諮問が2件あり、3月にも続けて案件がありました。いずれも28条の申立てについては承認しております。

最近は、お子さん自身が保護者に会いたくない、帰りたくないというような訴えがある事例が多いと感じますけれども、お子さんの意向がその後変転する可能性はありますし、これまでの養育環境の中でどのようなデメリットを受けてきたのかという心理的な診断等のデータを整えて、申立ての資料を整えることが重要であると考えているところです。

あるいは保護者の方に対して今後の見通しをきちんとお伝えし、裁判所に対しても、今後の方向性、たとえば、「いつまで措置が続くのか」、「将来どうなるのか」、「今後の親子関係の再構築はどうか」、そのような見通しをきちんと整理してお伝えすることが必要ではないかという意見も出ておりました。併せて、措置先も里親さんが適する事例もあれば、里親さんが適しない事例もあると思われるので、そうした精査を丁寧に行っていただきたいという意見も出ていたところです。

被措置児童虐待の案件については、心理的虐待ということで認定しているわけですが、職員個々の資質向上だけでなく、施設長を含めた組織運営の課題でありますとか、あるいは職員が相互に意見を出し合えるような関係性づくりも大事ではないかということで、施設運営について再検討いただくことが必要ではないかという意見が出されておりました。

以上です。

○河津委員長 ありがとうございます。

それでは、保育部会については、この期間中、前回同様に開催がありませんでした。続いて児童虐待死亡事例等検証部会について、事務局からお願いいたします。

○後藤子育て支援課長 それでは、子育て支援課から説明いたします。お手元の資料1、5ページをご覧ください。

死亡事例部会につきましては、本来案件が生じた段階で開催するものですが、案件が生じないための未然防止や事案が生じた際に適切な対応ができるよう、他自治体の事例を基に、児童虐待に係る荒川区の対応等について委員の皆様からご意見をいただく機会として開催しております。

今年度は5月に一度開催しました。事例の検討としまして、こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第20次報告より、他自治体における児童虐待重大事故を基にした荒川区の対応と今後の課題について検討いただきました。

以上でございます。

○河津委員長 ありがとうございます。

児童虐待死亡事例等検証部会は私が部会長を務めておりますので、若干コメントをさせていただきます。この部会の趣旨は、何事も起こらなくても、いざ起きたときに即対応できるように勉強会をしておこうという趣旨でございます。今年は国の死亡事例等検証委員会の中から、死亡事例の最初の事例を使わせていただきました。このお母さんは最初の夫とはDVで離婚していて、2人目の夫もDVがあったのですが、2人の子どもを儲けています。最終的には2人目の夫とも離婚調停が成立して、お母さんがその2人の子どもを引き取るのですが、実は子ども2人は2人目の夫の実家に預けられていて、お母さんが引き取る前の日に夫が2人の子どもと一緒に無理心中をしたという事例で、児童相談所の関与の仕方について検討するのが大変難しい事例でした。難しかった理由は、2人目の無理心中した夫との生活においては、5年間に18回警察通告があつて、そのうち9回は児童相談所にもつながっているのですが、基本的には警察がずっと相談役になってきたということ。それから、DVの内容が、実際に手を出すのは奥さんに対してで、奥さんもまた夫に手を出すので、相互のDVという家庭であり、子どもに対しての身体的な暴力という意味での暴力性は弱かったということで、死亡事例に至るとは思わず、油断をしていた部分ではなかったかというところでした。

それから、国の検証委員会ではいろいろな情報を総合的に集めるので、ある程度全貌が見えてきます。生育歴は意図的に書いておらず読み取れないのですが、要保護児童対策地域協議会が形骸化していたのではないかということを感じ取らせる部分がありました。

他にも、DVと言いながら、このお父さんも非常に精神的に弱い人で、市の所管課には、間もなく離婚調停があつて、「2人の子どもが妻に取られてしまう」、「もう不安で仕方がない」と相談に行っていました。そういう意味では、無理心中したお父さんからのSOSは出てはいたのですが、所管課でもそこまで重大な事案と受け止め切れなかったようです。そういう事例を勉強会として検証しました。

以上でございます。

それでは、3部会の報告が終わりました。ただいまの説明について、何かご質問やご意見があれば頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項の2つ目に入ります。

続いて、子ども家庭総合センターの運営状況について、所管課から説明をお願いいたします。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 子ども家庭総合センター相談担当課長の古賀です。よろしくお願いします。

子ども家庭総合センターの運営状況についてご報告いたします。資料2をお手元にご用意ください。

まず資料2の1-1「経路別相談受付状況」についてでございます。令和6年度の相談受付件数は表の右下、合計で1,322件となっております。令和6年度で相談が多かった経路といたしましては、右から5列目、家族・親戚が371件、次いで表の中ほど警察等が292件と多くなっております。それ以外には学校や保健所からの相談が多くなっております。

以前の会議の中で保健センターからの相談受付はないのかとのご指摘もございましたが、区内には保健センターという位置づけの施設がないため、相談受付はゼロとなっている状況でございます。

また、こちらの欄外に米印の3で少し小さく記載しているところでございますが、以前の会議で、あらかわキッズ・マザーズコールの名称が、母親が子育ての中心であるというジェンダーロールの強要につながるため、名称の変更をすべきとご意見を頂戴していたことから、今年度よりあらかわキッズ・ファミリーコールと変更いたしました。

おめくりいただきまして、表1-2「経路別相談受付状況（児童虐待のみ）」と書かれている表をご覧ください。これまで児童福祉審議会の中で受理している相談の中でも特に虐待相談は重要な課題であるため、虐待に焦点を当てた相談経路についても記載が必要とのご意見を頂戴し、こちらの資料を新たに作成いたしました。表の内容につきましては、警察等からの通告が一番多く、そのほかには学校、家族・親戚からが多くなっております。

おめくりいただきまして、表2-1「種類別相談受付状況」をご覧ください。

こちらの資料の一番上の行に養護、保健、障害など相談の種別ごとにくくられておりますが、一番多かったものが表の一番左の列、養護相談で児童虐待657件と養護のその他243件を合計して900件、全体の相談件数が右下の1,322件ですので、養護相談だけで7割近くを占めている状況でございます。次いで、育成相談の合計が152件、障害相談の合計が103件となっております。

同じページの右の表2-2「児童虐待相談受付状況（種別）」をご覧ください。この表の一番下の合計657件は、左側の表の一番左下、児童虐待の合計657と一致しております。児童虐待の内訳といたしましては、心理的虐待が400件と虐待全体の約6割を占めており、次いで身体的虐待が165件、ネグレクトが87件、性的虐待が5件となっております。

資料をおめくりください。表3「種類別相談対応件数」をご覧ください。こちらは表の一番上のように、面接指導、児童福祉司指導、児童委員指導など、児童相談所として対応した種別ごとにくくられておりますが、一番多かったものが面接指導でございます。助言指導954件、継続指導68件、他機関あっせん15件を合計して1,037件となっております。全体の対応件数のうち、面接指導が8割以上を占めているという状況でございます。

それから、表の右から2列目、その他には106件と計上されてございますが、こちらには虐待が非該当となったケース、そのほか措置延長等が計上されてございます。その次に児

児童福祉司指導が58件と多くなっています。

資料の説明は以上になります。

○河津委員長 ありがとうございます。

どうぞ委員の皆さんからご意見、ご質問等があれば、お願いいたします。

川松委員。

○川松委員 ご説明ありがとうございました。たくさんの件数で、また、虐待件数も多くてご苦労されているなと思います。

最後の表3「種類別相談対応件数」についてです。去年は、一時保護所はいつもいっぱいのように、一時保護が増えていたように思うのですが、ただ、入所件数がそう多くないところを見ると、措置になるケースはそんなに増えていないのかなと思います。なので、保護は増えているけれども、保護されたお子さんたちに対して在宅で支援されているのか、どういう支援をされているのかを1つ伺いたいです。それと、里親委託が0件なのですが、これはいろいろと条件等もあって、なかなか委託が難しいというところがあると思うのですが、ただ、入所が16件に対して里親は0件なので、何か事情があるのでしょうか。里親委託しにくかった事情など、もしあるのでしたら教えていただけたらと思いました。よろしくお願いします。

○河津委員長 事務局からお願いします。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 まず措置の入所件数についてです。令和5年度が14件でございましたので、2件増えてございますが、ほぼ横ばいという状況になっています。一時保護になった後、施設入所になっていない方にはご家庭での支援を行うということで、児童福祉司指導をかけながら支援をしたり、様々な区のサービスにつなぎながら、何とか御家庭での生活が継続できるように支援をしているところでございます。

続いて、里親委託の数字についてでございます。こちら令和6年度実績では0件となっていますが、令和6年度の終わり頃から、1人お子さんで里親家庭と交流を始めたお子さんがいらっしやいまして、徐々に交流の頻度を増やして、今、外泊交流を数日間しているという状況でございます。このお子さんにつきましては、間もなく正式に措置ということで里親委託ができるのではないかと考えてございます。

○川松委員 ありがとうございます。

社会的養育推進計画の目標があって、別に目標数値にこだわる必要はないと思うのですが、ただ、今後の里親委託を進めていく上でなかなか進まないとしたら、どこに壁があるのか、振り返りをしながら進めていけるといいかなと思いました。

以上です。

○河津委員長 ほかにいかがでしょうか。

では、師岡委員、どうぞ。

○師岡委員 保育部会に所属しております師岡です。ご報告ありがとうございます。

表1-1の児童委員について伺いたいのですけれども、市町村の中にあります児童委員と、一番右側の学校等の2つ隣にも児童委員がありますが、これはカウント上、同じ方を指すのかというのをまず1点目に確認したいです。あわせて、この児童委員は民生・児童委員のことですよね。そのときに、全体の相談はもちろん、さらには虐待もそうですが、いずれも0件になっている。その辺が、ほかのいろいろな機関等が機能しているということもあるからなのでしょうけれども、民生委員さんが児童委員というお立場を兼ねてかなり経っている中で、児童委員さんがいろいろな相談窓口、あるいは決定機関につなげるような、そういう役目、ないしは機能など、どこまでされているのかというのが気になったものですから、分かる範囲で結構ですので、教えてください。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 まずご質問の児童委員は、師岡委員がおっしゃるとおり、民生委員も兼ねている民生・児童委員でございます。表の中に2つございます理由が、まず左側に記載されている児童委員は、その上の市町村の横に米印2と書かれてございまして、この米印2が他の市町村の児童委員からの通告ということなので、件数上はゼロとなっております。それ以外が右側に記載の児童委員という形になります。

どちらもゼロで実績が伸びてこないというところで、我々としてもどのような理由があるのか考えており、先日、偶然にも民生委員の方とお話をする機会があったので、「例えば、児童委員が地域の情報を把握できるものなのですか」と伺ったところ、「そのようなご相談を受けたときには、実際に子ども家庭総合センターに相談している」とおっしゃっていました。我々は、毎月、民生委員の会議に所長も含めて出席して、実績などを報告させていただいておりまして、委員も子ども家庭総合センターの活動を把握されていらっしゃるの、民生委員が直接こちらにご相談をくれているというよりは、地域の方に子ども家庭総合センターを紹介する形でつないでいるのが何件かあると聞いてございます。ですので、この表の中ですと、恐らく家族・親戚などのところに民生委員に相談したケースも計上されているのではないかと考えてございます。

○師岡委員 お答え、ありがとうございます。そのような役割を果たしていただいているということですから、安心していいのだとは思いますが、ただ、多くの基礎自治体等でも、肩書上は民生委員が児童委員を兼ねているのですが、あまり児童委員としての意識が広がらず、どうしても役目上、高齢者の方にまなざしが向きがちになっている点は少し残念な、もったいないところでもあります。ですので、ぜひ日常的なコミュニケーションの中でも、児童委員も兼務しているという言い方は適切ではないかもしれませんが、両方とも視野に入れながら、地域でのよい意味での橋渡し役をこれからもお願いしたいとお伝えいただければありがたいなと思いました。よろしくお願いいたします。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 ありがとうございます。地域の中で見守っていくという点では、本当に重要な視点だと考えてございます。引き続き連携を深めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○河津委員長 つづいて片倉委員、お願いします。

○片倉委員 表2-1の「種類別相談受付状況」の高校生に当たる年齢、15歳から17歳までの数が、徐々にいろいろなところで増えていると聞いています。児童虐待の相談があったときに、高校生に対してどのように対応されているのでしょうか。各地域でも高年齢の対象のお子さんが増えてきて、子ども家庭支援センターでも大分対応に苦労しているところがあるので、お教えいただければと思います。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 児童虐待は、表2-1の一番左の列ですが、高校生年齢、15、16、17歳辺りになってきますと、27件、22件、15件とほかの年代に比べると少し少なくなっているのかなという印象を受けます。どちらかというと虐待相談ではなくて、ほかの相談内容でご相談いただいているケースも多いのかなと考えてございます。

その中で虐待に対してどのように対応するかという点ですが、高校生年齢になると、思春期ということもあって、そのような特有の難しさもございますので、場合によっては心理の職員などもつきながら、ご家庭環境の改善に取り組めるように支援をさせていただいているところでございます。

○片倉委員 その場合、相談所からのいろいろなサービスの提供を、お子さんが希望して受け入れるような状況なののでしょうか。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 こちらの指導や支援になかなか乗ってこないというお子様も確かに一定数いるというのは事実でございます。そのような児童や保護者と関係性を築いていくのは大変重要な課題だと認識してございますので、そのようなところのアプローチがしっかりできるように、頻繁に面接を重ねる中できっちり担当と保護者の方、またお子さんと関係を築いていきたいと考えてございます。

○河津委員長 ほかにはいかがでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 運営状況、引き続きご報告いただきありがとうございました。私からは、5年度から比べてどう推移しているかという視点で発言します。具体的には、表1-1の「経路別相談受付状況」を見ると、この合計が1,322件なのですが、5年度から94件増えていますよね。おしなべて増えているのですけれども、保健所が36件、警察等が23件、保育所が22件増えている。一方、減っている経路が少し気になるのですけれども、近隣・知人が45件減っています。この辺が少し特殊だなと思います。もう一つ、表3の「種類別相談対応件数」を見ると、相談受付の合計は94件増えているのですが、対応件数は5件だけしか増えていないようです。対応件数も、おしなべてプラス、マイナスがあるのですが、少し気になるのは、知的障害の助言指導が今回99件になっているのですけれども、前は138件です。これはかなり減っています。知的障害への対応がトータルで100というのも、前回141件でしたから、41件も減っています。全体が増えている中で減っている相

談があるのは、どういう傾向があるのかなというところが疑問だったものですから、傾向を教えてください。

○河津委員長 では、事務局からどうぞ。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 まず表の1－1の中での数値の変動についてお答えいたします。こちらの中で増えているものと減っているものがあるというところで、まず増えている中で大きいところでは、保健所が87件ですが、昨年度に比べて36件増えてございます。ここが増えている理由でございますが、令和6年度から母子保健部門との連携を強化する取組をしてございます。いわゆる特定妊婦と言われる出産後に支援が必要なハイリスクの妊婦の方の受理件数が増えてございまして、保健所から共有された特定妊婦の情報につきましては、出産前であっても子ども家庭総合センターの担当が必ずつくようにして受理もするという取組を開始したところで、具体的には妊娠中の赤ちゃんはゼロ歳にカウントされますので、そこへの計上が増えているという状況でございます。

そのほかに保育所につきましても、令和6年度は43件で、昨年度に比べて22件増えてございます。これも、昨年度から、保育園への出前講座にかなり力を入れて実施してございまして、虐待に気づくためのポイントや、虐待の兆候を見つけたときにどのように子どもや保護者に対応するかなどの研修を実施しておりますので、そのような取組の成果が出てきているということであれば、うれしく思います。

それから、近隣・知人については45件減っているというご指摘を頂戴いたしました。これについては、令和4年度が88件でしたので、そこと比べるとそこまで大きな差ではないのですが、令和5年度と比べるとかなり数字が下がってございます。この要因については、まだ分析途中ではございますが、近隣・知人からの通告ということだと、よくあるのが泣き声通告と呼ばれるような通告が多くなってございます。この辺りについては、引き続き詳しく分析をしていきたいと考えてございます。

続きまして、表3の中で対応件数が5件減っているというご指摘だったかなと思います。こちらについては対応状況が5件減っているというところで、おおむね横ばいと考えているところでございます。対応状況については、分野ごとに見ても、そこまで大きな変動があった項目も内訳の中ではないという認識でございます。

それから、表2－1の中での知的障害の件数でございましたが、こちらは、いわゆる愛の手帳の申請件数と一致しますので、申請件数が少ないと数字も低くなるという状況でございます。以上でございます。

○河津委員長 ほかにはいかがでしょうか。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 表3の「種類別相談対応件数」について教えてください。児童福祉施設入所ということで、児童虐待で入所というと児童養護施設か乳児院かなと思うのですが、知的障害だと知的障害児施設だと思います。その他の4件というのは措置変更という意味な

のでしょうか。

それと、非行などによる入所がゼロということは、児童自立支援施設に行ったお子さんもないですし、荒川区や東京にはないですが、児童心理治療施設に行ったお子さんもないということなののでしょうか。加えて、この4つの表に関しては、国に提出しているものだと思うのですが、長谷川委員が昨年の表と比較していらっしゃったので、できれば開所当初から相談件数が増えているのか・減っているのか等の基本的なところは、荒川区独自で別表にさせていただくと、さらに分かりやすいのかなと思いますので、表の記載方法についてご検討いただければと思います。

以上です。

○河津委員長 では、事務局からどうぞお願いします。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 まず表3の下から2行目のその他の入所で4件とありますが、こちらは措置変更ということでお見込みのとおりでございます。

それから、児童自立支援施設、あとは児童心理治療施設に入所した児童も6年度については実績がないという状況でございます。

○佐藤子ども家庭総合センター副所長 それから、ご指摘のありました開設当初からの推移ですけれども、確かに委員がおっしゃるとおり、開設から5年たっておりますので、これまでの推移などは見やすくお示しできるほうが良いだろうと考えてございます。次回以降、そのようなところをしっかりお示しできるように資料の準備をしていきたいと考えてございます。

○河津委員長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、資料2についての質疑は終結させていただきたいと思います。

それでは、報告事項の3件目となります「令和7年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策」について、事務局から説明をお願いいたします。

○後藤子育て支援課長 それでは、資料3、「令和7年度荒川区主な子ども・子育て支援施策について」をご覧ください。

こちらにつきましては、荒川区の目指すべき将来像、幸福実感都市あらかわの都市像の1つである「子育て・教育都市」に位置づけられている事業でございます。時間の関係もございいますので、新規事業と充実事業の中からさらに抜粋し、ポイントを絞って説明をさせていただきます。それぞれ新規事業は四角で「新」のマーク、充実事業は充実の「充」のマークが事業名の右側に入っております。

まず初めに、(2)子どもの居場所づくり事業の拡充及び子ども食堂の推進でございます。この事業は地域の力を生かした取組となっておりますが、7年度からは子どもの居場所事業について、保護者に対する養育支援やオンラインを活用した居場所づくり等を行う団体に対して新たな支援を行っています。

2 ページをご覧ください。(6) 子どもの権利擁護事業の充実でございます。こちらは一時保護所に入所している子どもが意見表明できる機会の充実とございますが、具体的にはこの4月に一時保護所入所中の児童を対象とする意思表示支援といたしまして、定期訪問型を新たに開始しております。週に1回、意思表示支援員が一時保護所を訪問し、男女ユニット各1時間ずつの定期的な訪問を行って、入所している子どもたちの意見を伺っているところでございます。

次に、(9)の学童クラブ・にこにこすくーの充実です。増加する学童クラブの需要に対応するため、新たな学童クラブの開設準備を進めるとともに、質向上のため、巡回指導を定期的に実施し、事業者との連携強化を図ってまいります。

次に、(10)若者相談支援体制の充実です。若者が抱える様々な相談を受け、悩みに応じた適切な支援機関につなぐ若者相談「わっか」について、専用のLINEアカウントを開設し、相談のハードルを下げ、より多くの若者が気軽に相談できるよう環境を整備してまいります。

3 ページをご覧ください。一番下の(16)学校給食の無償化とございますが、区立小中学校における学校給食の無償化を継続するとともに、給食単価を拡充することにより、物価高騰等の対応に加え、栄養バランスや給食内容の拡充も図ってまいります。

4 ページをご覧ください。一番下の(21)エデュケーション・アシスタント配置事業でございます。これは区立小学校の1年生から3年生を対象に、担任の業務を補佐する支援員として、エデュケーション・アシスタントを各校1名配置いたします。

ページが飛びまして、6 ページをご覧ください。(28)教育相談体制の充実でございます。スクールソーシャルワーカーを増員し、各小中学校へ配置するとともに、定期巡回を行うなど、さらなる教育相談体制の充実を図ってまいります。

また、全児童・生徒のタブレットパソコンに「心の健康観察アプリケーション」を導入し、諸問題の未然防止に向けた取組を一層強化してまいります。

施策の最後の説明として、(29)不登校児童・生徒への学びの機会の確保でございます。生活指導上の課題を抱える子どもたちに対して、アウトリーチや別室の見守り等を行うために、登校サポートスタッフの確保、配置を継続して行います。7年度は、配置時間数を増やして支援体制をさらに強化してまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○河津委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明では、新規・充実事業のうち、主な事業を取り上げてご説明いただきました。児童福祉審議会の対象に全てがなるわけではありませんけれども、どこかで子ども・若者につながっているというところで、説明以外のものも含めて、各委員の皆さんからご質問、ご意見等があれば、お願いしたいと思います。

師岡委員、どうぞ。

○師岡委員 幾つか質問、意見があります。まず1つ目は給食関係のことです。(3)に保育所・私立幼稚園等の給食費負担減免があり、そして(16)には今年度充実の事業として学校給食の無償化に取り組まれるということですね。そして、ページでいうと8ページ目になりますが、(35)に区立幼稚園のお弁当給食の取組があります。この中で私個人としては少し気になるのが、最後の(35)の区立幼稚園のお弁当給食の件です。それぞれの給食に係る経費等を軽減ないしは無償化するという取組はまず歓迎すべきですし、その充実を図るということも大変共感しております。

ただ、一方で、給食は食育という観点からも、(16)にも少し触れてありますが、質の高い食事の提供ということも見逃すわけにはまいりません。そんなときに、区立幼稚園がお弁当給食というのが食事の質という部分でいかなものかというのは、やはり気になるところです。なかなか提供や配膳のことも含めて難しいとは思いますが、義務教育で学校給食を提供しているものを区立幼稚園にも少し視野を広げるということはなかなか難しいものなのではないでしょうか。

それから、2つ目は、1ページ目に戻りますけれども、今年度の新規事業で(4)にいわゆる「すくわくプログラム」があるのですが、これは説明の文章のところでもしかすると抜け落ちているのかもしれませんが、「7年度からは荒川区内の保育園でも本格的に実施する」とありますが、幼稚園や認定こども園は対象外ということでは恐らくないはずですよ。私立の中には私学助成の園で、直接都とのやり取りを進めている園もあると思いますが、一方で新制度に移行している園などは、おのずと基礎自治体とのやり取りの中でいろいろな運営を進めていると思います。さらには、すくわくプログラムは、そのような制度の違いは別にして、幼保問わずプログラムを進めていこうと恐らく東京都も考えているはずなので、そういう意味でも幼稚園が対象外ということでは決してないのだらうと思いますが、その辺、少し確認したいというのが2点目です。

それから、3つ目は、これらの新規・充実の事業が小学校や中学校等の教員の負担軽減につながるか否かというようなところです。具体的にページで言うと、4ページから5ページに関して、様々な義務教育における、いわゆるアシスタントやタブレットPCなどの、人材、教材等の様々な充実が図られている。これも歓迎すべきことだと思うのですが、その中でも一つ目玉になるのは、恐らく7ページの一番下、(34)の中学校の部活の地域連携の取組だらうと思います。こうした取組が先生方の負担軽減にどれぐらい効果があるのかということも視野に入れながら取り組まれようとしているのか、これも分かる範囲で結構ですが、伺えればと思います。

そして、それとも若干関わりますけれども、ページで言うと6ページの(28)に教育相談体制の充実とあります。その中でスクールソーシャルワーカー、あるいはここには指摘はありませんが、恐らくスクールカウンセラーなども機能させながら進めていかれるのだと思います。この辺のところも、今、意見として申しました教員の負担軽減に当然関係する

事業ですね。先日、立川市の小学校で保護者が担任教員とやり取りする中で、なかなか意向が噛み合わないという中で、結果的に知人を学校に入れて暴力事件になったというようなこともありました。そのような面に対しても、このような相談事業を誰がどのように担うのか。教員だけで担っていると、今の時代、保護者との関係も含めてうまく機能していくかという、難しい現状もあるかと思います。荒川区としてどのように充実を図ろうとしているか、分かる範囲で結構ですので、教えてください。

以上3点、お願いします。

○河津委員長 それでは、事務局お願いします。

○後藤子育て支援課長 まず1点目、(35)の区立幼稚園のお弁当給食の状況でございます。こちらは教育委員会が実施している内容でございますので、把握している範囲で情報提供させていただきます。まず区立幼稚園での給食については無料で提供しているものでございまして、こちらは学校内での調理ではなくて、業者から購入する形で子どもたちに給食を提供していると聞いております。

続いて、(4)のすくわくプログラムについてです。こちらにつきましても、幼稚園も対象にはなりますが、私立幼稚園で今どのような形で対応しているのかということ具体的には私どものほうで確認が取れていない状況でございますので、明日、園長会がありますので、その際に確認をさせていただこうと思います。

続きまして、区立中学校の地域連携の取組のお尋ねだったと思います。こちらにつきましては、令和7年度にまず中学校を1校選定して、数種類の部活動を対象に地域連携の取組、民間企業等区内で活動するスポーツ団体を活用して部活動を実施するという取組を7年度に開始する予定でございまして、民間企業と契約してクラブと連携した指導員を配置するということをしてまいります。今後、この1校のモデル事業の成果を踏まえて拡大等を図っていくということで聞いております。教員の負担軽減等というところも目的の1つとして入っていると聞いておりますので、検証の段階でそのような分野も併せて確認をしていくことになるかと思います。

最後の(28)のスクールソーシャルワーカーをはじめとした教育相談体制の充実状況でございます。こちらは、この4月から新たに区内の校長先生が教育センター所長として着任して取り組んでおります。区内でも幾つかの校長を歴任している教育センター所長のもと、いろんな経験を踏まえながら進めようとしているところでございます。スクールソーシャルワーカーの配置が学校毎の配置に変更になりました。教育センターにずっといたものを、学校毎にそれぞれ配置することで、かなり学校との意思疎通が図れるようになり、フットワークが軽くなるというような効果が今年度見込まれると聞いております。

以上でございます。

○師岡委員 各校最低1人ずつ配置になったのですか。だとすれば、歓迎すべきことですね。

○後藤子育て支援課長 小学校につきましては、巡回ということで聞いております。

○本木子ども家庭部長 少々補足させていただきます。先ほどの区立幼稚園のお弁当提供の件なのですが、実際、幼稚園につきましては、設備基準の中で調理室の設置義務がなく、お弁当給食をするに当たっては、調理室の有無等の関係がありまして、お弁当給食になっているということを聞いております。

そして、これを参考として、我々が所管しております学童クラブにおきましても、お弁当提供を昨年度から実施しておりまして、彩りですとか分量ですとか、そのような面も十分審査した上で、事業者から提供しているところでございます。

○師岡委員 ありがとうございます。

子ども・子育て支援計画は今年度から5年を目途に再スタートということだと思いますし、この計画は児童福祉の観点だけではなくて、もちろん教育的な観点も含めて取り組んでいくものですね。本児童福祉審議会はどうしても福祉色が強いので、そのような面を改めて注目しておく必要もあるということで、あえて質問ないしは意見を述べさせていただきました。ただ、まず1点目に述べた給食の件、お弁当給食が質の面で寂しくなろうかというところが一番の懸念です。荒川区の小中学校は給食センターではなくて全部自校調理をやっているのでしょうか。

○後藤子育て支援課長 自校調理をしています。

○師岡委員 区立は自前の調理室を持っていないから難しいのですね。ただ、事業者にもよるけれども、お弁当給食というと、パッケージ化された中に、栄養バランスは考えてくれているのかもしれないけど、本当に小さい子どもが喜んで食べられるのかというのも正直あったりします。私立はなかなかそこまで管理監督することは難しいとは思いますが、公立であればそのような質の面も心がけてほしいし、少なくとも区立の幼稚園も小中の義務教育の学校給食の質の充実といつも連動させて考える必要があるのかなと思います。区立は規模も小さいので、どうしても置いていかれ気味になってしまうところも少し気になったので、あえて触れさせていただいたということで受け止めていただければと思います。

すくわくプログラムは、間違いなく幼稚園は対象になっていて、この事業のノミネートも既に昨年度から各園で取り組んでいるはずです。そのときにそれを区として保育園しかサポートしないのかというのは、多分幼稚園界としても不公平感を感じるかもしれませんし、保護者の就労の有無にかかわらず、保育、幼児教育の充実を図るために都もすくわくプログラムを取り入れているので、ぜひ明日の園長会でも確認をして、私立幼稚園も区立幼稚園も全部含めて、この事業に積極的にノミネートしていただけるような支援を区としても進めていただくといいのかもしれないですね。よろしくお願いいたします。

○河津委員長 ありがとうございました。

部活動の地域連携も、教員の忙しさの中にある統計でもかなりの時間を部活動に費やしている部分があって、恐らく国際的な標準でいえば、本来はもっと地域連携でやるべきであ

って、教員は授業にもっと専念したほうが良いのだらうと思いますね。

それから、スクールソーシャルワーカーについては、なかなか教育と福祉という垣根を越えにくい点もあると思いますが、スクールソーシャルワーカーをせっかく設置するわけですから、生かすような形で取り組んでいただければいいなと思います。

ほかに御意見どうでしょうか。

掛川委員、どうぞ。

○掛川委員 資料3の(2)の子どもの居場所づくり事業の拡充及び子ども食堂事業の推進で充実事業ということで、中ほどで「7年度より子どもの居場所づくり事業については保護者に対する養育支援やオンラインを活用した居場所づくり等を行う団体への新たな支援を行う」と書いてございますが、この中の保護者に対する養育支援というのは、具体的にどのような団体や活動を想定して書かれているのか、教えていただければと思います。

○河津委員長 事務局どうぞ。

○後藤子育て支援課長 子どもの居場所づくり事業につきましては、まず事業として、食事の提供と学習支援、あと子どもの大切な居場所というような3つの事業で成り立っているものでございまして、現在区内には8か所ございます。そのうち令和7年度につきましては、新たな支援を行う団体、2団体ほど区では選定しております。保護者に対する養育支援というのは、現状、その居場所に来ているお子さんのご家庭に、スタッフが実際に訪問して、保護者にもお子さんの状況をお伺いしながら、居場所での状況をお伝えする、というようなことをしており、実際にこれは4月以降開始している状況でございます。

○本木子ども家庭部長 子ども家庭部長から少し補足いたします。これまでの子どもの居場所づくり事業の補助制度が、親御さんの相談に乗っても、それが補助対象になっていなかったという経過がございましたので、令和7年度から、今、子育て支援課長が申し上げたような支援をしている団体に対しても補助ができるようなスキームにさせていただいたところがございます。

○河津委員長 よろしいですか。

では、川松委員。

○川松委員 資料に載っていないことで恐縮ですけれども、昨年からこども家庭センターの設置が努力義務になって、荒川区の場合は子ども家庭総合センターに今までの拠点が併設されているわけですけど、母子保健との一体化という動きは荒川区の場合はどうなされているのか。具体的にいうと、こども家庭センターという形を設置されているのかいないのか等の体制、あるいは現状での母子保健と児童相談部門との一体化の取組状況について教えてください。もう一つは、ショートステイを拡充していくという動きになっていると思うのですが、荒川区の場合は母子生活支援施設等も含めて、母子ショートという形での利用ができるのかということと、協力家庭のような形で里親家庭でのショートステイを使うことが可能なかどうか、どのくらいの頻度で使われているのか。ショートステイ家庭を入り口

に里親になるということもあると思いますので、その辺りはどのような取組をされているか、教えていただけたらと思います。

○後藤子育て支援課長 まず前段のこども家庭センターの方向性の部分でございます。現状の運用としましては、こども家庭センターとして子育て支援課が所管していて、月に1回様々な機関が集まる連携会議を行っており、保健師にも複数来ていただいて意見交換をしているような状況でございます。

今後の方向性につきましては、まだ現状どのような進め方がいいのかというところについては、これから検討していく段階かと思っております、具体的にこうしていくというところまでは、まだ煮詰まっていない状況でございます。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 母子保健との連携の現状といたしましては、先ほども少し申し上げましたが、特定妊婦に関する情報を共有する会議を毎月実施してございます。その中で、妊娠中から子ども家庭総合センターのケースワーカーも担当としてつくようにしてございますので、例えば保健師が妊婦の方と面接をする際に子ども家庭総合センターも同席をさせていただきまして、伴走型支援として妊娠中から既に保護者の方と関係をつくり、出産後すぐに支援に入れるような取組を令和6年度から開始したところでございます。その中で、いわゆるサポートプランと呼ばれている支援計画も併せて作成をしているところでございます。

続きまして、ショートステイの拡充についてお答えいたします。

先ほど母子でのショートというご質問をいただきました。現状、荒川区では児童養護施設のクリスマス・フォレストにショートステイを委託してございまして、そちらの施設では、ハード的な面もあって母子での受入れができないような施設となっております。母子でのショートステイは児童福祉法の改正や国の動きの中でも話が出ているところでございますので、他区の取組などを参考にしながら、引き続き研究をしていきたいと考えてございます。

次に、里親家庭でのショートステイというところでございます。こちらは里親家庭の方でショートステイを可能な家庭が2家庭ございます。里親登録されている方には、ショートステイの協力家庭への登録を積極的にお願ひしてございまして、里親部会のご審議の中で着実に里親家庭が増えてきているところでございますので、なかなか措置が難しいような現状はございますが、ショートステイという形で区の子育て支援に関わっていただいているような現状でございます。

○河津委員長 ほかにはいかがでしょうか。

○鈴木委員 2ページの(6)のところですか。意見表明等支援員が一時保護所へ週に1回、子どもたちの話を聴くことを目的に訪問しているとのことですが、意見表明等支援員を導入したことで、一時保護所の環境整備が進んだとか、あるいは子どもの意見を取り入れたことで、ケース運びを進める上で子どもの意見が取り入れられてよい展開になったなど、ポジ

ティブあるいはネガティブな結果があれば教えてください。

○後藤子育て支援課長 4月に定期訪問型を開始しまして、まず意見表明支援員と一時保護所に入所中のお子様の信頼関係、人間関係というものを丁寧に4月から築きつつあるという状況でございます。4月以降、3件の相談があり、私も中身を拝見しているのですが、少しずつ子どもたちも意見表明支援員に心を開きながらお話ができているのかなと思ってるところでございます。

相談内容については、一時保護所でこのようなことができたらいいな等のご要望等を受けている状況でございます。意見表明支援員につきましても、研修を来月に受講していただく予定でございますので、これから子どもたちが自分の意見を保護所でも客観的な立場で聞いてくれる人にも言えるようにもっともっと進めていければいいなと思っているところでございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。私は、某市で意見表明等支援員のスーパーバイザー兼プレイヤーをやっております、月に1回、一時保護所に3人で行っているのですが、最近リピーターもすごく増えていて、1回行くと1人が7人から8人ぐらいの子どもの意見を聞くことになって、時間をかなり制限しないといけないぐらいになっています。子どもたちもある程度、支援員と信頼関係が形成されたりしていくと、その後このようになったよといったことを支援員に報告したいという意見も出ておりますので、より信頼関係を築き、より子どもたちが話をしたいなと思ってもらえるような意見表明等支援員の活動になれば良いと思っております。

あと、意見表明等支援のスーパーバイズ体制について、資料1の部会の審議内容の報告を見せていただくと、権利擁護部会等に意見表明等支援員の実施内容報告のようなものが上がっていないようなのですが、児童福祉審議会に活動内容とか、また別種のスーパーバイズ体制のような形で報告を上げる予定等の検討はないのでしょうか。

○後藤子育て支援課長 現時点では、権利擁護部会等での実施内容の報告は考えておりません。意見表明等支援事業を所管する子育て支援課では、子どもの意見表明支援の結果、必要な場合には、関係所管への情報共有や改善に向けた協議を行うとともに、進捗管理を行い、子どもの最善の利益を追求しています。

○河津委員長 ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。齋藤委員。

○齋藤委員 資料に書いていないのですが、私が働いている施設がある江戸川区の事業説明では、区からアドボカシーとして民間団体に委託した方々が来て、最初は区の子どもだけという話になったのですが、それでは子どもによって差が出るということで、全員の子どもを対象とした事業を昨年度から始めています。荒川区も児童養護施設ができたところで、アドボカシーの取組等をやっているのか、それとも今後やる予定なのでしょうか、教えてください。

以上です。

○後藤子育て支援課長 現状、児童養護施設のお子さんへ意見を聞くということは、正式にはやっていない状況でございます。この点については、今後の課題だと思っております。今年度、一時保護所で定期訪問型を始めたところでございますし、他の自治体では、幾つか区内にある施設で、区内の子ども、区外の子どもと関係なく対応して、区民のお子さんが区外の施設に入室されていればそちらにも行っているというところも聞いてございますので、今後研究しながら考えていきたいと思っております。

○河津委員長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

全体として、これは予算説明資料なので、どうしても文字の上では、こういう事業をつくったということと、予算を増やしたという説明になります。事業として認定されていなければ何もできないので、まずは事業として認定されて、それに対する予算を付与し、事業が実施されていくものと思いますが、予算の額だけではなくて、お金に直接結びつかないけれど、どのような工夫をして、どのような支援を行うのか、このあたりの説明が資料の中に入ってくると、もっといいなと思います。

ですから、先ほどの子どもの居場所事業や子どもの権利擁護事業のように、予算に関してだけでなく、どのような工夫をして、どのように前に進めてくのかという点についても、別途、説明があるといいなと思います。 ほかにいかがでしょうか。

○師岡委員 今の件に関して、これは確認なのですが、私も先ほどの質問で触れましたけれども、今年度からまた5年計画で子ども・子育て支援計画を施行している、さらに今回から若者を付け加えて支援計画を立てているのですよね。それらの計画の立案と、そしてそれらはたしか毎年自己点検評価をすると思うのですが、それらは荒川区では子ども・子育て会議を持っていらして、そこでなさっているのでしょうか。それとも、この児童福祉審議会の報告でそれを兼ねているのでしょうか。

○後藤子育て支援課長 事務局の子育て支援課から申し上げますと、子ども・子育て会議で子ども・若者総合計画の進捗を図っているような状況でございます。

○師岡委員 だとすると、本審議会にそれほど詳細な取組を含めて報告する義務はないし、また、それをこの場で膨大な資料を含めて披露していただきながらやり取りするということは、本審議会としてはそういう役目は特に担ってはいないとすれば、確かに口頭で少し見えないところはこの場で質問するとしても、これ以上の資料提供を求めるというのは、本審議会の役割からすれば逸脱しているのではないかと思いますので、その辺は少し抑制的に考えたほうがいいのではないかと個人としては思いますが、いかがでしょうか。

○河津委員長 事務局から何かご意見はありますか。

○後藤子育て支援課長 今の師岡委員の意見を踏まえまして、事務局の中でも少し考えさせていただこうと思います。

○師岡委員 先ほどの母子保健云々ということも含めて、これらのベースには、例えば子ども・子育て支援法があつて、そこにはここに載っていない13事業だってあるわけで、そこはきちんと計画して遂行しているはずですよ。でも、多分そこまで含めて報告すると膨大になってしまいます。先ほど言ったようにそれは子ども・子育て会議で毎年きちんと報告書も出しているわけです。だから、それをこちらとしては閲覧しながら確認するという程度に収めないと、いろんな振り返りが、行政側からしても二度手間になったり、あるいはどこがそれを審議して了承していくのかというところも重複するとややこしくなったりするので、その辺の交通整理を踏まえた上で、本審議会としてどこまで報告を求めるかというところを事務局と委員長との間でも確認してやれるといいのかなと思いました。

○河津委員長 ほかにはよろしいでしょうか。いかがですか。

それでは以上を持ちまして、令和7年度第1回荒川区児童福祉審議会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。